

第 7 期船橋市障害福祉計画及び第 3 期船橋市障害児福祉計画について

1. 根拠法

- ・障害者総合支援法第 88 条に基づく市町村障害福祉計画
- ・児童福祉法第 33 条の 20 に基づく市町村障害児福祉計画
- ・障害者総合支援法第 88 条第 6 項及び児童福祉法第 33 条の 20 第 6 項（市町村障害福祉計画と市町村障害児福祉計画を一体的に作成できる）

2. 目的

国の基本指針に即して、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児相談支援）を提供するための体制確保、見込量及び見込量確保のための方策を規定し、計画的に図られることを目的とする。

3. 計画期間

本計画は、国の基本指針に基づき、令和 6 年度から 8 年度までの 3 年間とする。

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
第 6 期船橋市障害福祉計画及び 第 2 期船橋市障害児福祉計画			第 7 期船橋市障害福祉計画及び 第 3 期船橋市障害児福祉計画		

4. 障害者施策に関する計画との関係

国の基本指針において、「障害福祉計画及び障害児福祉計画」と障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」は調和を保つものとされています。

5. 計画策定スケジュール

令和 5 年 5 月	基本指針の告示（厚生労働省）
10 月	船橋市自立支援協議会（第 2 回） ⇒本計画の事務局（案）に対する意見聴取
12 月	パブリック・コメント実施に関する市議会への報告
	パブリック・コメントの実施（12 月～1 月）
	千葉県に自立支援協議会への意見聴取後の計画（案）についての意見照会
令和 6 年 1 月～2 月	船橋市自立支援協議会（第 3 回） ⇒パブリック・コメントを経た計画（案）に対する意見聴取（最終調整）
3 月	計画策定

※現在のスケジュール（案）であり、今後変更になる場合がございます。

6. 基本指針の主な改正事項

主な改正事項	詳細
①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度障害者等への支援など、地域のニーズへの対応 ・ 強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実 ・ 地域生活支援拠点等の整備の努力義務化 ・ 地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進 ・ グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障害者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性 ・ 都道府県は、医療計画との整合性に留意した計画の策定
③福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定 ・ 就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定 ・ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応・地域における障害者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組
④障害児のサービス提供体制の計画的な構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村における重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援 ・ 地域におけるインクルージョンの推進 ・ 地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定 ・ 障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定
⑤発達障害者等支援の一層の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実 ・ 市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進 ・ 強度行動障害やひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進

主な改正事項	詳細
⑥地域における相談支援体制の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実 ・ 強化等に向けた取組の推進 ・ 地域づくりに向けた協議会の活性化
⑦障害者等に対する虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進
⑧地域共生社会の実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制の構築の推進
⑨障害福祉サービスの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実
⑩障害福祉人材の確保・定着	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICT の導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設 ・ 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉 DB の活用等による計画策定の推進 ・ 市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重 ・ 支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
⑭その他：地方分権提案に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画期間の柔軟化 ・ サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化